

# 令和6年度 社会保険、労働保険関係等に関する委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

公益財団法人京都産業21（以下「財団」）では、業務の効率化を図るために、人事労務管理に関する相談業務や社会保険、労働保険関係等の手続き業務等の受託者を下記により公募します。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 社会保険、労働保険関係等に関する委託業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額 1,707,750円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 過去に、募集する内容と同種又は類似の業務を実施した実績を有し、十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 京都府社会保険労務士会に加入していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 応募方法

応募される方は、5の提出書類を財団企画総務部へ提出してください。

また、質疑は、質問書（様式4）により行うものとし、e-mailまたはFaxで受付します。

##### （1）担当部署及び問い合わせ先

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134

公益財団法人京都産業21 企画総務部

電話 075-315-9234 FAX 075-315-8926

メールアドレス [somuka@ki21.jp](mailto:somuka@ki21.jp)

##### （2）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年3月5日（火）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで（午前12時～午後1時は除く。））

又は郵送（書留郵便に限る。）

##### （3）提出書類作成に係る質疑応答

ア 質疑期限：令和6年2月29日（木）午後4時まで

e-mailまたはFaxにて提出してください。

イ 回答方法：本公募に係るWEBページ内に掲載し、個別には回答しません。

#### 5 応募書類

##### （1）提出書類（各1部を提出すること。）

ア 業務委託応募申込兼誓約書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 実績調書（様式3）

エ 提案書

オ 見積書及び内訳書（様式自由）

※見積金額は税込みとし委託上限額以下の金額としてください。

カ 京都府税の滞納がないことの証明

キ 消費税及び地方消費税の納税証明

※カ及びキについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

ク 委任状（自由様式）※代表者が権限を代理人に委任する場合

##### （2）提案書について

提案書は以下のとおり作成してください。

##### 【提案書記載内容】

様式は自由です。ただし、以下①から③の内容については必ず記載してください。

また、提示価格の範囲内で、仕様書に示す事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが

明確に分かるよう記載してください。

- ①社会保険、労働保険関係の各種手続きの業務の進め方
- ②初期登録の期間、作業の内容等
- ③相談業務、各種事務手続きに関するアピールポイント

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 評価方法等

(1) 評価基準

- ・提案内容的確性、実現性
- ・相談業務等の対応
- ・業務実施体制
- ・業務実績
- ・必要経費（価格）

(2) 評価方法

提案書及び見積書について、評価基準に基づいて、本件に係る評価及び選定委員会からの意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、上記（2）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ 上記ア、イにかかわらず、提案の採点合計点数が一定の水準に満たない場合は、採用しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知します。

## 8 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。